就労支援トータルサービスのご案内

「GLTD」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

メンタル相談サポート

メンタル

会社には相談しづらい"こころの悩み"に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話 相談もご利用いただけます(予約制:平日10時~17時)。 (注)治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート

ご相談

Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科 医等がお応えします。

(注1)治療に関するご相談はお受けできません。

(注2)メールでのご回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

健康・医療・介護のご相談 健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

健康•医療•

セルフ健康診断サポート

介護 ご相談 最寄りの人間ドック施設などをご紹介します。電話またはWeb(健康・介護チャンネル)でご利用いただけます。

(注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。

(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

税務・フィナンシャルサポート

各種手続き ご相談

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

(注)一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート 障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供 お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

- ※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります
- *保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
 ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

ご加入にあたってのご注意

■保険責任の開始時期

GLTD(任意加入型)は、全国商工会連合会を保険契約者とし、2020年10月1日午後4時から1年間を保険期間とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。2020年9月30日までにお申し込み いただいた場合は新規加入となり、保障責任開始日時は2020年10月1日午後4時となります。

2020年10月1日以降お申し込みの場合は中途加入となり、お申込月の翌月1日午前0時が保険責任開始日時となります。

■保険料相当額の集金方法・時期

2020年10月1日に保険責任を開始した加入者分の第1回保険料相当額は12月28日に、11月1日以降に保険責任を開始する中途加入者分の第1回保険料相当額は保険責任開始月の翌々月27日 に自動引落しとなります(金融機関休業日の場合、翌営業日)。また、それぞれ第2回以降の保険料相当額は第1回引落月の翌月から毎月27日に自動引落しとなります(金融機関休業日の場合、翌営業日)。 なお、全国商工会連合会は当プランの保険料相当額の集金を三菱UFJニコス㈱に委託していますので、通帳に記入される請求者は「ショウコウカイS」となります。



注意:口座引落しは不能の場合は、翌月に2か月分をお引落しいたします

- ・このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳し くはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社に お問合わせください
- ・ご加入の際は、加入申込票の各項目(生年月日・年令・性別・他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- ・事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払い することがあります.
- ・この保険は全国商工会連合会を保険契約者とし、各地商工会の会員事業主・従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- ・団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(全国商工会連合会)に交付されます。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますの
- ・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますの で、あらかじめご了承ください。
- ・募集の結果、加入者が10名に満たない場合は、ご契約が成立しませんのでご注意ください。
- ・親介護一時金をお支払いした場合は、ご継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

(引受保险会社)

● ご相談・お問合わせ先

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

(2020年7月承認) A20-101536 (30-563)

商工会会員の経営者と従業員の皆さまへ



最長65才まで、所得を補償する保険です。

商工会の長期休業補償プラン(任意加入型)のご案内

GLTD(団体長期障害所得補償保険)

「安心して働いていただくために。」





ケガや病気で仕事ができない間、 最長65才まで補償を継続して 受けることができます。



ケガや病気による長期療養時の 所得を補償します。 また、うつ病等の精神障害も カバーします。



特約のセットにより、 親に介護が必要となった場合 (要介護2以上の認定を受けた 場合など)に一時金をお支払いします。

GLTD(任意加入型)は、ケガや病気によって長期間仕事ができなくなったときの所得を補償する制度です。

- この制度により、仕事ができない間最長で65才まで所得補償を継続して受けることができます。
- このパンフレットをご確認いただき、是非この機会にご自身とご家族にとって必要なプランにご加入ください。

◆保険期間(ご契約期間):2020年10月1日午後4時から2021年10月1日午後4時まで 中途加入は毎月受付中!

- (注1)次年度以降、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、基本補償の被保険者の継続時の年令が満64才、または親介 護一時金支払特約の特約被保険者の継続時の年令が満89才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたしま す。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者または特約被保険者の年令および保険料率によって計算されます。
- (注2)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

加入資格

2020年10月1日において満15才以上満64才以下の会員事業所の事業主(法人の場合は役員)、従業員で健康保険等の対象となる方が 加入できます。これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない役員等 は加入できません。

全国商工会連合会

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ーケガや病気による長期療養時の所得補償保険制度ー

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、最長で65才まで所得を補償します。

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態 が続いている場合に最長で65才まで所得を補償します。

一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、 一部復職していても収入が20%超減少している場合にはそ の減少割合に応じて継続して(最長65才まで)補償します (保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりま せん)。

国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を 問わず、24時間補償します。

精神障害も補償

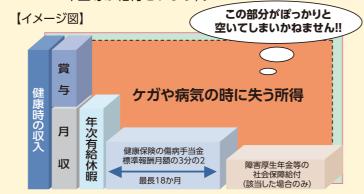
躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事がで きない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償し ます(精神障害補償特約セット)。

天災危険も補償

国内・海外を問わず、地震・噴火・津波など天災により被った 身体障害により働けなくなった場合、保険金をお支払いしま す(天災危険補償特約セット)。

もし、長期間働けなくなったら…

休職する場合、会社からの給与が失われ、社会保 障給付に頼らざるを得ません。しかし、健康保険 の傷病手当金給付額は標準報酬月額の3分の2で あり、その給付額も18か月で終了するために、そ の後は原則として所得がなくなります(ただし、 所定の高度障害に該当した場合には、障害厚生 年金等が給付されます)。



「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが 60才以前に死亡するリスクは減少傾向にあります。しかしその反面、療 養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことがで きないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を 受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えな い、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるた めの対策が必要です。

■生活保護を受ける理由



GLTD(任意加入型)(基本補償)の月々の保険料

加入対象者:会員事業所の事業主(法人の場合は役員)、従業員で保険始期日時点で年令が満64才までの方。

- ●てん補期間は65才に達した日まで(※)。ただし、免責期間の終了日の翌日から65才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。 (※)65才に達した日とは、65才の誕生日の前日をいいます。
- ●1口(月額10万円)あたりの保険料です。最高5口まで加入できます
- ●全員加入型と合算して、「加入口数×10万円×12」が年収の70%(経営者)または50%(従業員)以内になるように加入口数を設定してください。

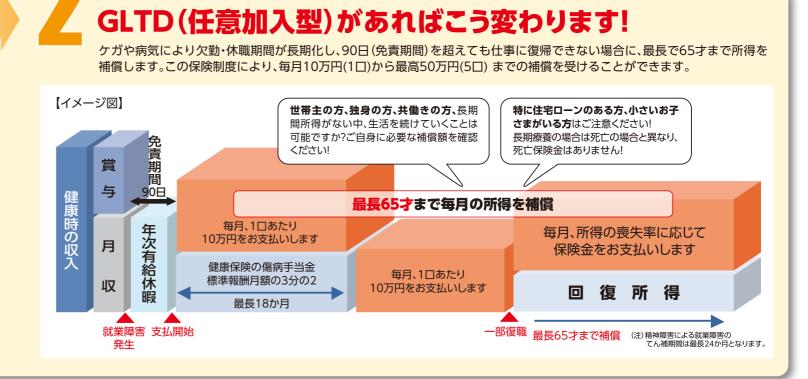
【免責期間90日】

□数	10		20]	3		4[5[]
保険金額	10万円/月		20万円/月		30万円/月		40万円/月		50万円/月	
年令/性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~24才	880円	568円	1,760円	1,136円	2,640円	1,704円	3,520円	2,272円	4,400円	2,840円
25~29才	933円	735円	1,866円	1,470円	2,799円	2,205円	3,732円	2,940円	4,665円	3,675円
30~34才	1,132円	1,040円	2,264円	2,080円	3,396円	3,120円	4,528円	4,160円	5,660円	5,200円
35~39才	1,475円	1,561円	2,950円	3,122円	4,425円	4,683円	5,900円	6,244円	7,375円	7,805円
40~44才	2,093円	2,450円	4,186円	4,900円	6,279円	7,350円	8,372円	9,800円	10,465円	12,250円
45~49才	2,972円	3,515円	5,944円	7,030円	8,916円	10,545円	11,888円	14,060円	14,860円	17,575円
50~54才	3,940円	4,443円	7,880円	8,886円	11,820円	13,329円	15,760円	17,772円	19,700円	22,215円
55~59才	4,687円	4,772円	9,374円	9,544円	14,061円	14,316円	18,748円	19,088円	23,435円	23,860円
60~64才	4,446円	4,071円	8,892円	8,142円	13,338円	12,213円	17,784円	16,284円	22,230円	20,355円

※年令は、2020年10月1日時点の満年令です。 ※精神障害補償特約、天災危険補償特約をセットしています。

●記載の保険料は団体割引20%を適用した場合の保険料です。なお、保険料のほかに加入事業者ごとに制度維持費70円が毎月加算されます。

会員の経営者と従業員の 皆さまへの保険ですので、この機会にご加入をおすすめします。



「親の介護」について考えたことはありますか?

■要支援•要介護認定者数

認定者数は年々増加しています。

- ●2000年度:約256万人
- ●2014年度:約606万人
- <出典:厚生労働省「平成26年度 介護保険事業状況報告(全国計) | より>

■介護の初期段階でかかる自己負担額

介護初期段階にかかる 自己負担額は 平均80万円

※公的介護保険料制度により自己負担額は1割または2割 ト記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。

・福祉用具の購入費※

•住宅改修費※

<出典:生命保険文化センター 平成27年度 「生命保険に関する全国実態調査」より> (注)公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

「介護」は決して他人ごとではありません。親の介護を補償する「親介護一時金支払特約」へのご加入がおすすめです。

親介護一時金支払特約(オプション補償)

基本補償部分の被保険者またはその配偶者の親(以下、「特約被保 険者」といいます)が要介護状態※となり、その要介護状態が要介 護状態開始日からその日を含めて90日(フランチャイズ期間)を超 えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

※公的介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けた状態(公的介護保険制度の給付対 象外となる場合は特約に定める基準による状態)をいいます。

(要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用)セット)

■「特約被保険者」ついて

基本補償部分の被保険者またはその配偶者の親のうち、加入申込票に この特約の被保険者として指定された方をいいます。1加入申込票で2 名まで記入可能です。

■「健康に関する告知」ついて

基本補償部分の被保険者が特約被保険者(親)を代理して告知を行い ます。基本補償部分の被保険者が特約被保険者(親)に健康状態を確認 し、その内容を代理告知しますので別居の場合でも簡便に手続きが可 能です。

■特約保険料ついて

払い込みいただく保険料は特約被保険者(親)の年令により異なります。 特約被保険者:2020年10月1日時点で満20才以上89才以下の基本補 償のご本人またはその配偶者の親

※2名以上が加入される場合は、それぞれの年令別保険料の合計となります (同一保険金額 でのご加入となります)。

【免責期間(フランチャイズ期間)90日】

【初期段階で必要となる費用例】

・介護者の交通費、宿泊費(遠方の場合) など

オプションセット名	А	В			
親介護一時金額	50万円	100万円			
特約被保険者(親)年令	月々の特約保険料				
20~24才	10円	10円			
25~29才	10円	10円			
30~34才	10円	10円			
35~39才	10円	10円			
40~44才	10円	10円			
45~49才	10円	20円			
50~54才	20円	30円			
55~59才	40円	80円			
60~64才	90円	180円			
65~69才	210円	430円			
70~74才	480円	970円			
75~79才	1,070円	2,150円			
80~84才	2,720円	5,440円			
85~89才	5,560円	11,120円			

- ※年令は、2020年10月1日時点の満年令です。
- ※要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用)をセットしています。
- ●記載の保険料は団体割引20%を適用した場合の保険料です。